

令和3年度教科書以外の教科用図書並びに副読本・問題集等の選定及び届出に係る取扱要領

1 選定等について

- (1) 教材の選定に当たっては、次の各項に留意のうえ、検討委員会等において精選し、真に授業に使用する図書等に限定すること。
 - ア 各教科・科目の年間指導計画を十分検討し、副教材等を選定する場合には、授業時間中、教科書以外に指導上必要とする図書等に限ること。また、辞書、学習参考書の選定は行わないこと。
 - イ 人権尊重の立場に立って、偏見や差別意識を助長する表現がないかどうかを十分吟味して教材を選定すること。
 - ウ 教科ごとに選定した図書等を総合的にみて、生徒の学習上の負担が過重になることのないよう十分配慮すること。
 - エ 平成28年7月20日付け教高第2150号「教科書発行者による教科書等の執筆、編修、意見聴取等の依頼を受ける場合の遵守事項について」の通知の趣旨にも十分留意すること。
- (2) 図書等の販売価格が妥当であるかどうかを確認するとともに、保護者の経済的負担についても十分配慮すること。
- (3) 図書等の販売に伴う金銭の取扱いについては、別添(写し)の昭和55年11月4日付け教委指一第714号「学校における金銭の取り扱いの適正化について」、昭和57年5月8日付け教委指一第180号「学校における補助教材等の取り扱いについて」、平成2年2月14日付け教委指一第945号「学校における金銭の取扱い等の適正化について」及び平成29年11月9日付け教施財第2936号「学校における学校指定物品等の取り扱いについて」の通知の趣旨に十分留意すること。

2 書類作成に関する留意事項

- (1) 大阪府立学校の管理運営に関する規則(以下「管理規則」という。)第12条に規定する教科書の発行されていない教科・科目の教科用図書(学校教育法附則第9条、同施行規則第89条により使用する図書)の届出については様式1-1及び1-2により、管理規則第13条及び同施行細則第3条に規定する副読本・問題集等の届出については様式2-1、2-2及び2-3または様式2-4により、課程等別に作成すること。
- (2) 様式1-2並びに様式2-2及び2-3については、学科別に作成することとし、各学科に共通する教科にあつては教科ごとに、主として専門学科において開設される教科にあつては小学科ごとに別葉とすること。なお、学校番号については「別表1」、各教科整理番号については「別表2」を参照のうえ、記入すること。
- (3) 様式2-2については、過年度から引き続き使用する場合も、所定事項を記入するとともに、「使用期間」欄には、過年度における使用開始期日を記入すること。その際、「備考」欄には、「継続使用」と自動表示するよう設定している。また、「使用期間」の終わりが卒業年度を超える場合は、セルが赤く表示されるように設定している。
- (4) 様式2-3の記入に際しては、様式2-2による届出を必要としない300円以下の副読本・問題集等についても合算した金額とすること。

また、コース・類型別、男女別、科目選択等により、一人あたりの合計金額が異なる場合は、平均の金額を記入すること。(金額は、税込み金額とする。)